

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年7月1日
美浜町長

市町村名 (市町村コード)	美浜町 (234460)	
地域名 (地域内農業集落名)	美浜西部 (上野間地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

【現状】 ・担い手の高齢化 ・パイプラインがない等、条件の悪い農地は大変なため引き受けることができず荒れていく。 ・畑で荒れているところがある。 ・農道が狭いと機械で入っていけないため、その先の農地には借り手がない。 ・若い人で水田をやっている人はいない。 ・防風林が成長し、周辺の農地が日陰となり耕作できないところがある。 ・みかん等の樹園地の耕作放棄地が増えている。 【課題】 ・担い手の確保、育成、後継者の検討 ・荒れてきた農地の再生 ・パイプラインがない等の条件の悪い農地の活用方法

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

今後も引き続き、水稻、露地野菜、花き等の栽培を行う。 米の品種を耕作しやすいよう変えていくなど、地域に地形にあった営農を行う。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良により整備した農用地区域を将来にわたり有効活用する区域とし状況把握に務め、担い手の作業効率を上げるために集約を図る。その他の地域にある農地については地域で慎重に協議を進めながら農業上利用ができる農地は集積し、耕作が困難な農地については適切な保全・管理をする地域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
令和4年度に集積、集約事業を行ったが、今後も農地中間管理機構を活用し、計画的に集約を行い農作業効率を上げる。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
担い手の受け入れ、育成体制を整え、中間管理機構を活用し集積、集約化を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針※
パイプラインの整備の検討をし、土地改良施設の長寿命化のため、継続的に補修活動を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
担い手の育成、確保をし、後継者の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため簡単な農作業託を農業支援サービスに委託するなどし、農地の維持をし遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①地域の鳥獣被害を把握し、防止対策を講じ、地域で被害状況や防止対策を共有していく。
 ⑦日当たりなど営農活動に支障がないよう樹木の伐採を計画的に行う。
 ⑨新たな品種の作物の導入